



佐賀県公報

平成 21 年
3 月 31 日
(火曜日)
号外第 11 号

(◎印は、県例規集に登載するもの)

目次

議会事項

佐賀県議会議事局に勤務する職員の勤務時間等に関する規程の一部改正
(訓令甲・一)

監査委員事項

佐賀県監査委員事務局職員の勤務時間等に関する規程の一部改正(訓令・一)

○ 議会事項

◎佐賀県議会議事局訓令甲第一号

県議会

佐賀県議会議事局に勤務する職員の勤務時間等に関する規程(平成十九年佐賀県議会議事局訓令甲第一号)の一部を次のように改正する。

平成二十一年三月三十一日

佐賀県議会議長 石 丸 博

受訓先を「県議会議事局」に改める。

第二条中「午後五時三十分」を「午後五時十五分」に改める。

第四条第一号中「午後四時三十分」を「午後四時十五分」に改め、同条第二号中「午後五時」を「午後四時四十五分」に改め、同条第三号中「午後六時」を「午後五時四十五分」に改め、同条第四号中「午後六時三十分」を「午後六時十五分」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十一年四月一日から施行する。

○ 監査委員事項

◎佐賀県監査委員訓令第一号

監査委員事務局

佐賀県監査委員事務局職員の勤務時間等に関する規程(平成十九年佐賀県監査委員訓令第一号)の一部を次のように改正する。

平成二十一年三月三十一日

佐賀県代表監査委員 中 村 孝

第二条中「午後五時三十分」を「午後五時十五分」に改める。

第四条第一号中「午後四時三十分」を「午後四時十五分」に改め、同条第二号中「午後五時」を「午後四時四十五分」に改め、同条第三号中「午後六時」を「午後五時四十五分」に改め、同条第四号中「午後六時三十分」を「午後六時十五分」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十一年四月一日から施行する。

購読料
申込先
一か年三二、二〇〇円(送料共)
佐賀県経営支援本部総務法制課

平成二十一年三月三十一日印刷及び発行
発行者
佐賀県知事
古川 康

発行定日
印刷社
毎週火金曜日
(株)佐賀印刷社